

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和22年4月14日 法律第54号）

（最終改正：平成17年7月26日法律第87号）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第3章〔事業者団体〕の規定の適用については、これを事業者とみなす。

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもって取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

第2章 私的独占及び不当な取引制限

（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第5章 不公正な取引方法

（不公正な取引方法の禁止）

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

(排除措置)

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節〔 手続 〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第7条第2項〔 既往の違反行為に対する措置 〕の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第7章 差止請求及び損害賠償

(差止請求)

第24条 第8条第1項第5号〔 事業者団体に対する規制 〕又は第19条〔 不公正な取引方法の禁止 〕の規定に違反する行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(損害賠償)

第25条 第3条〔 私的独占・不当な取引制限の禁止 〕、第6条〔 国際的協定・契約の規制 〕又は第19条〔 不公正な取引方法の禁止 〕の規定に違反する行為をした事業者（第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第8条第1項〔 事業者団体に対する規制 〕の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

(損害賠償訴訟要件、消滅時効)

第26条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第48条第4項〔 勧告、勧告審決 〕第53条の3〔 同意審決 〕若しくは第54条〔 審判審決 〕の規定による審決が確定した後（これらの規定による審決がなされなかった場合にあつては、第54条の2第1項〔 課徴金納付に関する審判審決 〕の規定による審決（第8条第1項第1号又は第2号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する審決を除く。）が確定した後）でなければ、裁判上これを主張することができない。